

【心身障がい者福祉】

■障がい福祉サービス

障がい者の自立した生活を支援します。

- 内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの居宅生活や障がい者支援施設などへの入所・通所の支援

- 条件 身体・知的・精神障がい者(児)・難病などで支援が必要な方

- ※障害支援区分認定が必要になります

■補装具費支給事業

- 内容 必要な補装具費を支給することにより、自立した生活を支援します。

- 条件 身体障害者手帳所有者または難病などで、補装具が必要な方

- 料金 原則経費の1割負担 ※負担上限があります

■軽度・中等度難聴児補聴器

購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費を助成します。

- 条件 身体障害者手帳の交付対象とならないことなど

- 助成 補聴器購入費用の3分の2

- ※ただし、補聴器の種類ごとに助成上限があります

■日常生活用具給付事業

- 内容 障がい者(児)が日常生活を営むまでの困難を改善し、自立した生活を支援します。

- 条件 ストマ、おむつなどの給付、便器、手すり、住宅改修費給付など

- 料金 原則経費の1割負担

- ※負担上限があります

■地域生活支援事業

- 内容 障がい者の地域での自立した生活を支援します。

- 条件 移動支援事業(特別支援学校への通学支援含む)、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など

- 料金 30%以上 40,000円／月
- 条件 身体・知的・精神障がい者(児)または難病などで支拂いが一定額未満の方

援が必要な方

- 料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担

■心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

- 内容 年間で福祉タクシー券(690円1枚綴)を1冊交付。

- 条件 人工透析のため通院の方は2冊。(交通費助成を受けている方を除く)

- 条件 身体障害者手帳1～3級の方(ただし、下肢機能障害は1～4級の方)

- 条件 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方

- 条件 精神障害者保健福祉手帳A、Bの方

- 条件 人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

- 条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方

- 条件 心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用不可

- 条件 給付の往復距離により

- 条件 自宅から医療機関までの往復距離により

- 条件 入院または施設に入所していない方、本人および扶養義務者が一定所得未満の方

- 条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所してい

重度障がい者介護者激励金を支給します。

- 条件 身体障害者手帳A所有の2級または療育手帳A所有の2級

- 内容 障がい者やご家族の悩みや相談に対し、専門的な職員が相談を受け、その方にあつた支援を行います

- 相談日 月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始は休み)

- 連絡先 相談支援事業所おきなわ88-15357

- 相談日 月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始は休み)

- 連絡先 相談支援事業所おきなわ88-15357

■自立支援医療費支給事業(更生医療・育成医療・精神通院医療)

- 条件 自立支援医療費を支給し、福祉の進歩を図ります。

- 条件 通院医療

- 条件 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾患有する方で、一定所得未満の方の一部を給付(課税・収入状況などに応じて給付額が異なります)

- 条件 在宅酸素療法者支援事業

- 条件 医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

- 条件 給付の呼吸器機能障害により有している方は月額1,600円。その他の方で、本人の前年分所得税非課税の方は月額800円。

■特別障害者手当・障害児福祉手当

- 条件 精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする方に手当を支給します。

- 条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所してい

- 条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所してい

- 条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所してい

- 条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所してい

20歳以上2万7350円
20歳未満1万4880円

■障がい者相談支援事業(無料)

障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。

- 内容 障がい者やご家族の悩みや相談に対し、専門的な職員が相談を受け、その方にあつた支援を行います

- 相談日 月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始は休み)

- 連絡先 相談支援事業所おきなわ88-15357

■灯油等購入助成事業

- 条件 冬期間における灯油等購入による経済的負担を軽減するため、1世帯につき5,000円分を助成します。

- 条件 町民税非課税世帯で70歳以上の方のみの世帯など

- 条件 町民税非課税世帯で70歳以上の方のみの世帯など

令和3年度福祉事業のじ案内

●高齢者福祉に関する問い合わせ 健康福祉課地域包括支援センター ☎ 86-0112

【高齢者福祉】

■通所型サービスA 「八乙女 げんき塾」	条件 介護保険に該当しない65歳以上の世帯の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、日常生活で支援および指導が必要な方
■通所型サービスB 「元気パワーアップクラブ」	条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
■通所型サービスA 「元気パワーアップクラブ」	条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
■通所型サービスA 「元気わくわく教室」	条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
■訪問型サービスA 「ホームヘルプサービス」	条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、2週間に1回利用料 200円／回場所 須貝接骨院

■利用料 200円／回
■元気ワンドフル教室 体力・運動機能の維持向上、交流を目的に、週1回2時間通所により運動を行う教室です。
■条件 65歳以上の方で日常生活に支援の必要がない方
■利用料 200円／回

■条件 65歳以上の世帯、またはこれに準ずる方で町民税非課税世帯
■給事業 自力で雪下ろしができない世帯に対し雪下ろし費用を支給します。
■条件 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯など
■利用料 550円／月
■高齢者世帯等雪下ろし費支

■おたっしゃ訪問事業 ひとり暮らしの方が安心して生活できるよう支援するためにケアマネジャー、地域包括支援センター職員などが訪問します。
■条件 75歳以上のひとり暮らしの方
■おでかけ見守り事前登録 徘徊などで行方不明となつたとき、早期に発見できるように支援します。
■主返納等支援事業 65歳以上で認知症により介護の必要な高齢者に対し、紙おむつを支給します。
■条件 65歳以上の方で、要介護1以上の方で、要介護1以上の方（入院中は該当しません）・2については認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方（入院中は該当しません）

■地域生活あんしんネットワ ーク事業	条件 65歳以上の高齢者などが、急病や災害などの緊急時にごく簡単に操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。
■認知症初期集中支援推進事業 認知症の疑いのある方、認知症の方と家族の方が安心して在宅生活が続けられるよう、認知症ケアの専門職が訪問し支援します。また、認知症などの早期発見・早期治療のために専門医による相談を行います。	条件 40歳以上の方で認知症について相談したい方やその
■認知症カフェ実施事業 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方を介護している家族	条件 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方を介護している家族
■認知症カフェ実施事業 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方を介護している家族	条件 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方を介護している家族